

松江市人権施策推進基本方針

〔第三次改定案〕

松 江 市

目 次

■ 第1章 基本的な考え方	1
1 基本方針改定の趣旨	1
2 人権をめぐる国内外の動向	2
3 改定版の性格と位置付け	5
4 基本理念	5
■ 第2章 人権施策の推進と体制の整備	6
第1 施策の推進	6
1 学校等における取組	8
2 地域社会における取組	10
3 家庭における取組	11
4 企業等における取組	13
5 隣保館における取組	14
6 市職員及び教職員等(特定職業従事者)に対する取組	15
第2 体制の整備	17
■ 第3章 各人権課題への対応	18
1 女性(ジェンダー平等)	18
2 こども	20
3 高齢者	24
4 障がいのある人	26
5 同和問題	29
6 外国人	32
7 患者及び感染者等	34
8 犯罪被害者やその家族	35
9 インターネットにおける人権侵害	36
10 性の多様性に関する人権問題	38
11 災害に伴う人権問題	41
12 様々な人権課題	43

※ 本方針は、障がいのある人の人権をより尊重する観点から、「障害」を「障がい」と表記しています。
ただし、以下のものは表記変更の適用除外とします。

- ・法令、条例等の名称・制度名、事業名、関係団体名、施設名、本市以外が作成した様式等
- ・人や人の状態を表さないもの、医療用語等その他適当でないもの

第1章 基本的な考え方

1 基本方針改定の趣旨

人は誰でも、生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利、そして、人間が人間らしく生きる権利を生まれながらに生じています。これを「人権」と言います。

「人権」は、日常生活の場である家庭や職場、学校等のあらゆるところで私たちが幸福に生活するために必要なものです。そして、歴史の過程で育んできた大切な権利であり、不断の努力によって保持していくものです。

日本国憲法では、第11条において「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」と規定され、基本的人権の尊重が明文化されています。また、昭和23年12月国際連合において世界人権宣言が採択され、その第1条では「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と表明されました。人権の尊重は平和の基礎であり、あらゆる差別と人権侵害の撤廃に努めることは、「人権の世紀」といわれる21世紀の重要な課題です。

国内では、同和問題をはじめとして、女性や子ども、高齢者、障がいのある人などに関わる様々な人権問題に対し、今日に至るまで人権が尊重される社会の実現をめざして取組が進められてきました。しかしながら、依然として多くの人権問題が残存しています。国外に目を向けても、世界各地で軍事侵攻、地域紛争や民族紛争が絶えず続く中、多くの人々の自由と生命が脅かされています。

さらに、インターネットやSNSを悪用した人権侵害、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って生じた誹謗中傷や差別など、新たな問題が顕在化し、人権問題はますます多様化、複雑化の傾向にあります。近年、日本では子ども基本法（令和4年法律第77号）の施行など、各人権課題に関する法整備も進められてきました。今後も様々な人権課題の解決に向け、人権教育・啓発のより積極的な取組が求められています。

松江市においても、中核市として市民に身近なサービスを総合的に担うことから、人権尊重の視点に立った施策の展開が求められています。そして、人口減少が進む中、本市がめざす「夢を実現できるまち 誇れるまち 松江」に向かって発展していくためには、行政のみならず、市民一人一人がお互いの個性や価値観の違いなどの多様性を尊重し合い、国籍、年齢、性別、障がいの有無などにかかわらず、すべての人の人権が尊重されるまちづくりを進めていくことが必要です。

今回は、本市のこれまでの取組の成果や課題を振り返るとともに、令和5年に実施した「人権に関する市民意識調査」の結果、平成31年3月前回改定以降の人権をめぐる様々な状況の変化や国内外の動向等を踏まえ、所要の改定を行いました。

2 人権をめぐる国内外の動向

(1)国際的な取組

- ・二度にわたる悲慘な世界大戦の反省から、人権の重要性は国際的に高まっていき、昭和23年(1948年)12月10日、国際連合(国連)は「世界人権宣言」を採択しました。この宣言は、すべての人間が人間として尊重され、自由であり、平等であり、差別されてはならないことを定めており、国際社会の基本的ルールのかなたな柱となっています。
- ・これを実効性のあるものにするために、「国際人権規約(『経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約』、『市民的及び政治的権利に関する国際規約』)」や「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女性差別撤廃条約)」、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」などの人権に関する条約が次々に採択され、また、人権に関する「国際婦人年」、「国際児童年」などの数々の「国際年」を定めて取組を進めてきました。
- ・こうした数々の取組にもかかわらず、様々な人権問題が生じており、各地で地域紛争、民族紛争が絶えず続き、多くの人々の人権が危機的な状況にさらされています。
- ・国連は、平成6年(1994年)「人権教育のための国連10年(1995～2004年)」を決議し、その後、平成16年(2004年)には「人権教育のための世界計画」を定め、各国政府に対して人権に対する取組の強化を求めました。
- ・その後も国連は、「障害者の権利に関する条約」、「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」を発効してきました。そして、これまでの各条約については専門委員会を設置して、締約国の順守状況の監視を続けています。
- ・そして、世界の様々な問題を解決し、私たちが持続して豊かに暮らしていくため、平成27年(2015年)に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」、2030年までに達成すべき17の目標「SDGs」が国連で採択されました。2030アジェンダの前文では「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児の能力強化を達成することを目指す」等の決意が示され、世界人権宣言の考え方や精神が受け継がれた形になっています。

(2)国内の取組

- ・ 私たちの国では、日本国憲法に規定された基本的人権尊重の理念のもと、様々な国際条約を批准するとともに様々な法律や制度を整備し、特に、日本固有の人権問題である同和問題の解決を中心として人権尊重の取組が進められてきました。
- ・ 同和問題については、昭和 40 年に「同和対策審議会答申」が出され、この答申を踏まえて、同和対策事業、同和教育が進められてきました。「平成 8 年地域改善対策協議会意見具申」では、同和対策に関する一連の特別措置法失効を踏まえた人権教育・啓発推進の新たな方向性が示されました。
- ・ 国連の「人権教育のための国連 10 年」を踏まえ、平成 9 年に「『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画」を策定し、国際的な流れと連動した人権教育の取組を開始しました。また、「男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)」の施行や平成 23 年に改正された「障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)」など、各人権課題にかかわる法制度の整備が進められてきました。
- ・ 平成 12 年には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成 12 年法律第 147 号)」が施行され、人権教育・啓発に関する基本的な計画の策定が国及び地方公共団体の責務として規定されました。これに基づき、平成 14 年には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとなりました。
- ・ 学校教育においては、平成 20 年に「人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ)」が公表され、人権教育の指導方法や教材などの面で学校における人権教育の推進を図る取組が進められています。
- ・ 平成 28 年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(同年 4 月 1 日施行)」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法、同年 6 月 3 日施行)」が相次いで施行されました。この年以降も、様々な人権課題についての法整備が進められています。
- ・ 同時期の「部落差別の解消の推進に関する法律(同年 12 月 16 日施行)」では、現在もなお部落差別が存在することが明記され、部落差別のない社会を実現するために、部落差別の解消に関する基本理念や、国や県、市町村の責務を明らかにし、相談体制についての充実を図ることが定められました。
- ・ 国連の「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を踏まえ、平成 28 年(2016 年)政府の SDGs 推進本部で決定された「SDGs 実施指針」は令和 5 年 12 月に改定され、重点事項の一つとして「多様性が尊重され、すべての人が力を発揮できる包摂的な社会の実現」が掲げられました。

(3)本市の取組

- ・国の法律に基づいた同和対策事業を進める一方で、昭和 50 年に「松江市同和教育要綱」を、昭和 56 年に「松江市同和教育基本方針」を策定し、同和教育・啓発を継続的に進めてきました。
- ・平成 8 年には、「人権教育のための国連 10 年」などの国際的な潮流も踏まえ、「松江市同和教育基本方針」の全面改訂を行いました。
- ・平成 15 年には、多様化、複雑化の傾向にある人権施策を全庁的に調整するため、「松江市人権施策推進連絡会」を設置しました。
- ・平成 19 年には、前年に実施した「人権に関する市民意識調査」の結果等を踏まえ、松江市における人権施策を効果的に推進するため、「基本方針」を策定しました。
- ・「基本方針」は、策定後の人権をめぐる状況の変化、施策の推進状況、平成 24 年及び平成 29 年に実施した「人権に関する市民意識調査」の結果等を踏まえ、平成 25 年及び平成 31 年と二度にわたる改定を行いました。
- ・これら基本方針のもと、女性やこども、高齢者、障がいのある人、同和問題などの様々な人権課題について、個別の分野ごとの計画やプランを策定するなど、関係機関と連携しながら施策を行っています。
- ・本市では、令和 4 年 3 月に「松江市総合計画(MATSUE DREAMS 2030)」を策定し、2030 年を目途に「夢を実現できるまち 誇れるまち 松江」の実現に向けて取組を進めています。基本目標の一つとして「ひとづくり」を掲げ、市民がお互いに個性や価値観の違い、多様性を尊重し、自分らしく過ごすことができる松江市、松江市民のモットーは「寛容」をめざしていきます。

3 改定版の性格と位置付け

- ・この基本方針は「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定に基づき、本市としての人権教育・啓発に関する基本的な施策の方向を定めるものです。
- ・「松江市総合計画」を上位計画とした本市の部門別計画の一つと位置付け、多様化、複雑化する人権問題を総合的に調整し、人権課題ごとに個別に進められてきた教育・啓発等の有機的な連携を図るものです。
- ・「平成8年地域改善対策協議会意見具申」及び「人権教育・啓発に関する基本計画(平成14年閣議決定)、(平成23年一部変更)」等の趣旨を踏まえ、同和対策に関する一連の特別措置法失効後における本市の人権施策推進の方向性を示すものです。
- ・「部落差別解消推進法」をはじめとして、近年、新たに施行された人権関連法の趣旨を踏まえ、本市としての人権施策の新たな方向性を示すものです。
- ・平成31年に改定した「基本方針」を発展的に継承するものです。

4 基本理念

従来の基本方針を継承し、次の3項目を基本理念とします。市民一人一人が主体となって、人権問題に取り組み、住む人にも、そして訪れる人にもやさしい人権が尊重されるまちづくりを進めます。

「ひとごと」から「わがこと」へ

すべての市民が、人権問題を自らの問題として認識し、解決に向けて行動する社会をめざします。

共生の心の醸成と「人権文化」の創造

すべての市民が、お互いの個性や価値観の違いや多様性を尊重し合い、国籍、年齢、性別、障がいの有無などにかかわらず能力を発揮できる社会をめざします。また、生活の中に人権を尊重する意識が根付く社会をめざします。

共創・協働と連携による「人権のまちづくり」

人口減少、少子高齢化が急激に進む中、地域社会や家庭のきずなを大切にし、市民、NPO、市民活動団体、企業、行政などが人権問題の解決に向け有機的に連携できる社会を、知恵を出し合い一緒になってつくります。

第2章 人権施策の推進と体制の整備

第1 施策の推進

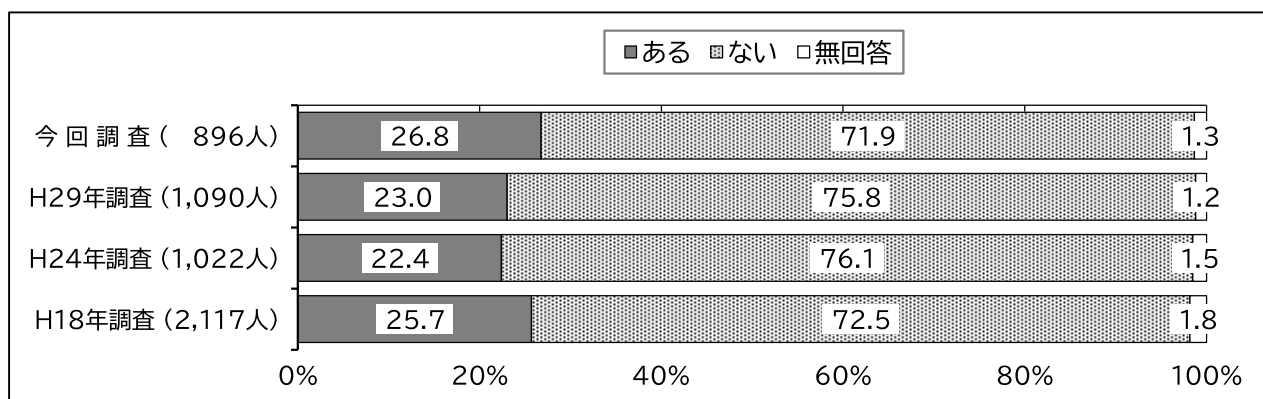
人権教育・啓発は、人権の意義や重要性を単に知識として認識するだけではなく、日常生活の中で、行動や態度となって現れることをめざしています。すべての人が権利の享有主体であることを認識した上で行動できるようにすることが大切です。そのためには、市民一人一人が、様々な人権問題についての認識を深め、その解決を自らの課題としてとらえるとともに、差別を見抜き、差別をなくす実践力が高められるよう、あらゆる場を通じて、人権教育・啓発を推進する必要があります。

令和5年に実施した「人権に関する市民意識調査」において、日常生活の中で差別や人権侵害を受けたことがあるかをたずねたところ、「ある」と回答した人の割合は26.8%で、回答者のうち4人に1人が差別や人権侵害を受けた経験があると感じています。差別や人権侵害を受けた場面をたずねたところ、職場、友人、親せきや近隣の人等の回答が高いことから、職場や地域に根ざした人権教育・啓発を継続的に行っていく必要があります。

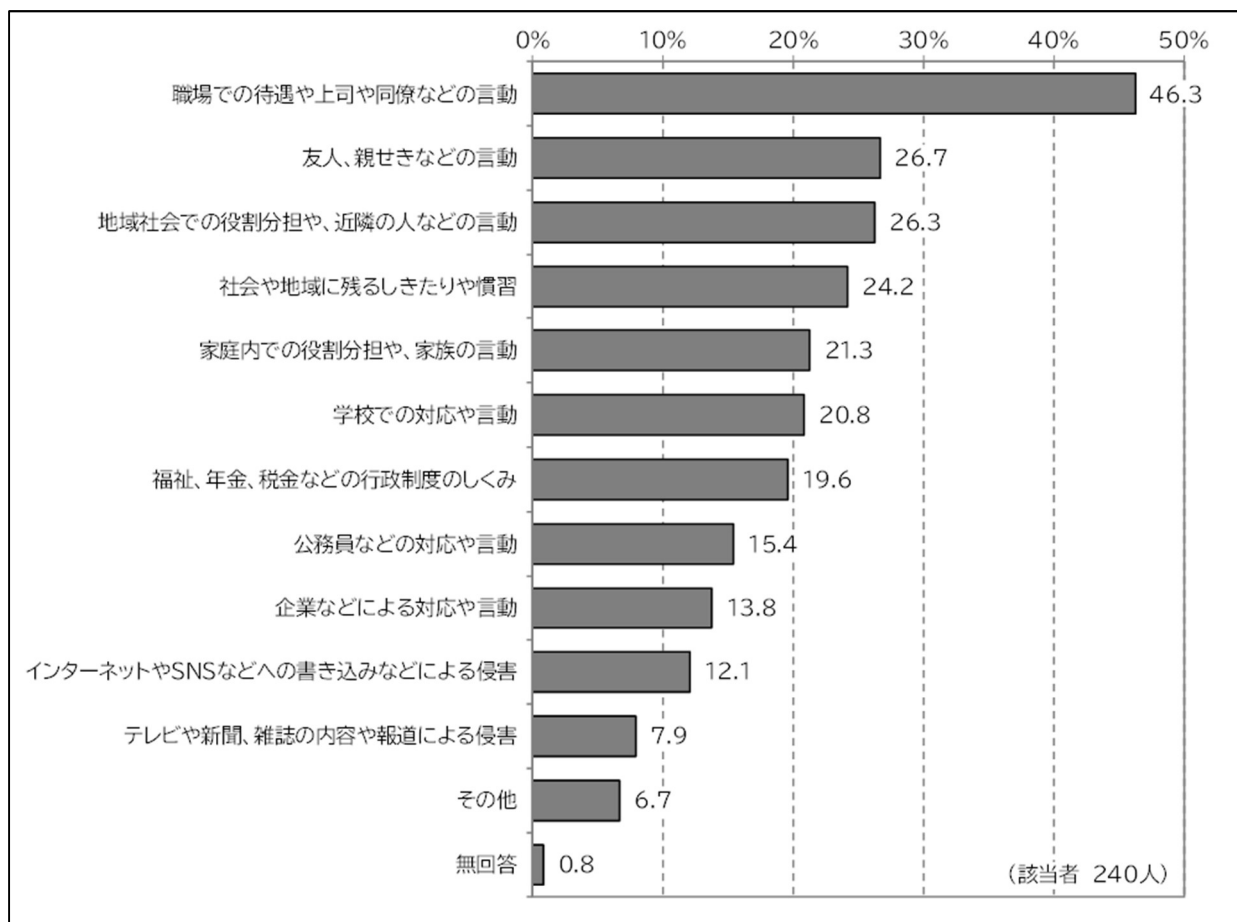
また、同調査において、講演会や研修会に参加した経験が多い人ほど人権意識が高まる傾向が見られることから、差別解消に向けて人権教育・啓発の取組を引き続き進めることが肝要です。参加者の年代の偏りや無関心層の増加といった傾向が見られることも踏まえ、より多くの市民が啓発の機会に接することができるよう啓発手法の創意工夫も行っていく必要があります。

◆「令和5年人権に関する市民意識調査」結果から◆

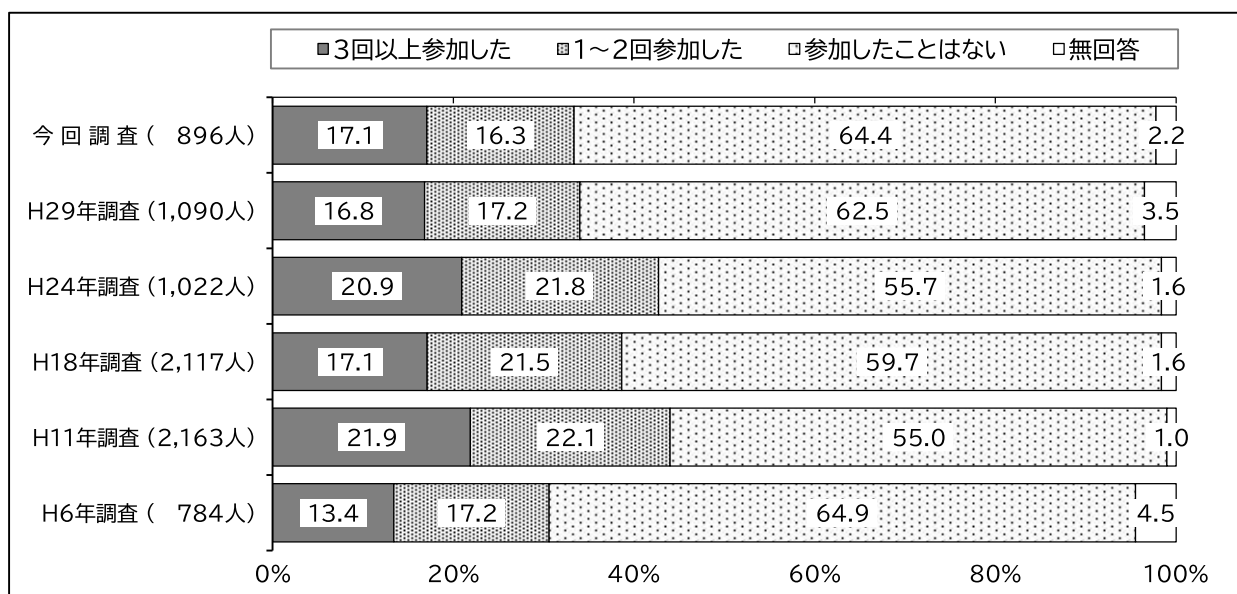
■日常生活の中で、あなた自身が差別や人権侵害を受けたと感じたことがありますか。
(選択は1つ)



■(「差別や人権侵害を受けたことがある」と回答された方に)差別や人権侵害を受けたと感じたことはどのようなことですか。(選択はいくつでも)



■これまでに、人権問題の講演会や研修会(オンライン・配信を含む)などへ参加したことがありますか。(選択は1つ)



人権教育は、学校・幼稚園・保育所・認定こども園（以下、「学校等」という。）、地域社会、家庭などにおいて取り組まれ、人権啓発は、地域社会、企業などにおいて取り組まれています。相互に重なり合う部分も多いことから、人権教育・啓発を有機的に連携して推進します。

そして、人権教育・啓発の他に、相談などの人権にかかる施策を関係する機関において取り組みます。前記のとおり、人権施策とSDGsは密接な関係があり、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて重要な取組となります。本基本方針においても、SDGsの17の目標との整合を図り、人権施策を推進していきます。



以下で、場面ごとに取組の方針をまとめています。

1 学校等における取組

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」(注 1) では、こどもは守られる存在であるだけでなく、ひとりの人間として人権をもっている権利の主体としてとらえなければならないとしています。そして、「差別されない権利」、「こどもの最善が第一に考えられる権利」、「生存し、健全に成長できる権利」、「自分の意見を尊重される権利」が4つの原則として示されています。

学校等は、この基本的な考え方を常に留意し、こども一人一人を大切にする様々な実践を積み重ねて、こどもの人権尊重の意識を高め、自分のよさや可能性に気づき、自分を大切にしようとする心、命の大切さや他人の痛みが理解できる心、お互いの違いを認め合いながら共に生きようとする心を育み、豊かな人間性を培うことが重要です。

そこで、学校等の教育においては、多様化、複雑化する人権課題を踏まえ、教育活動のあらゆる場面を通じて、幼児児童生徒一人一人の人権に関する知的理解を深め、人権感覚を育むことで、自他の人権を尊重し、様々な人々と共に生きていこうとする意識・意欲・態度や実践力の育成を図ります。

また、家庭や地域と連携しながら、学ぶ権利をはじめとする一人一人のこどもの権利が保障され、互いに人権を尊重し合う学校等づくりを進め、生きる力の向上と進路保障に努めます。

注 1 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)

1989年11月20日、国連総会において採択。18歳未満のこどもは守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることを明確にしている。そして、こどもがおとなと同じように、ひとりの人間としてもつ様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあって保護や配慮が必要な、こどもならではの権利も定めている。

(1)基本的な考え方

- ①「島根県人権施策推進基本方針(第二次改定)(平成 31 年島根県)」、「人権教育指導資料(平成 14 年島根県教育委員会)」及び「人権教育指導資料 第 2 集 しまねがめざす人権教育 学校教育編(平成 27 年島根県教育委員会)」の趣旨を踏まえ、すべての学校等において、進路保障(注 2)など同和教育の成果を活かした人権教育を積極的に推進します。

注 2 進路保障

すべての子どもたちの実態とその背景に目を向け、一人一人が将来をたくましく切り拓いていく力、すなわち「生きる力」を育んでいこうという理念。
(島根県教育委員会「人権教育指導資料 第 2 集 しまねがめざす人権教育 学校教育編」より)

- ②取組を進めるにあたっては、特に次の点を重視して積極的に推進します。

- ア)人権教育について、その理念をすべての教育活動の基底に据え、全教職員で教育活動全体を通して日常的に推進し、学びの保障を図ります。
- イ)幼稚園、保育所、認定こども園においては、人権尊重の精神の芽生えを育み、差別を生まない人間関係づくりや豊かな人間性を育む保育活動を推進します。
- ウ)学校においては、人権に関する知的理解を深め、人権感覚を育成し、あらゆる差別をなくそうとする人権意識・意欲・態度や実践力を高める教育活動を推進します。
- エ)学校間及び保幼小中高など異校種間連携教育の中で、発達段階に応じた系統的な指導を推進します。
- オ)幼児児童生徒の学力向上と進路保障の充実を図るとともに、人権が尊重される環境づくりを進めます。
- カ)教職員一人一人が、差別の現実から深く学び、人権問題に対する自己課題化を図るとともに、あらゆる差別をなくそうとする教職員集団づくりを推進します。
- キ)PTA活動における人権問題の研修や保護者啓発を進め、地域や家庭の理解と協力を得ながら、学校等における人権教育を効果的に推進します。

(2)重点的な取組

- ①学校等の訪問指導を通して、各学校等における人権教育の推進を図ります。
- ②人権教育活動推進校・園・所及び小中一貫活動事業実施校における取組の成果を活かし、人権教育の推進を図ります。
- ③幼児児童生徒に対する進路保障の推進を図ります。
- ④進学・就職における選考については、こどもの適正・能力に基づき公正に行われるように、島根県など関係機関と連携しながら対応します。
- ⑤教職員に対する人権教育研修の充実を図ります。
- ⑥家庭、地域、関係機関等と連携し、体制の充実を図ります。

2 地域社会における取組

人々の生活の場である地域社会は、日常出会う人々を通して、善悪の判断や生活習慣などを身に付けていく重要な学習の場であり、お互いの人権を尊重する意識や他者の思い・願いに共感し、共に考えようとする態度を育む役割があります。

しかし、核家族化の進展や少子高齢化の進行など、地域社会での人間関係や社会意識の希薄化などによる社会を取り巻く環境の急激な変化によって、地域社会が役割を十分に果たすことができなくなっています。その問題の解決のために、住民は地域を構成する担い手であることを意識し、主体的に地域にかかわっていくこと、また、学校や企業、行政などとのネットワークを構築することが重要です。

地域社会においては、これまでも、公民館等の社会教育施設における講座開設や人権学習の機会提供、ボランティア活動の推進などにより学習活動が進められてきましたが、今後も、一層学習機会や情報を提供するとともに、指導者養成支援等を通して、公民館等を中心に地域の特性を活かした人権学習を推進します。

さらに、自主的に人権問題に取り組む市民、NPO、公民館をはじめとする地域団体等だれもが対等な立場で尊重し合い、専門知識や得意分野を活かして連携・協働し、人権課題の解決に向けた取組を推進します。

そして、市民一人一人が人権問題に対する正しい理解と認識を深め、その解決を自らの課題としてとらえることで、人権を尊重し、あらゆる差別をなくしていこうとする態度と実践力を高めるため、市民啓発を推進します。

(1)基本的な考え方

①「島根県人権施策推進基本方針(第二次改定)」及び「人権教育指導資料」の趣旨を踏まえ、市内各地域の公民館や「地域人権教育推進協議会」等において、同和教育の成果を活かした人権教育の主体的な取組の推進を図ります。

②取組を進めるにあたっては、特に次の点を重視して積極的な推進に努めます。

ア)あらゆる差別の解消と人権尊重の精神の確立をめざし、地域づくりの基盤として、地域ぐるみの人権教育を積極的に推進します。

イ)推進体制の充実を図るとともに、推進組織の研修を促し、指導者の養成と確保に努めます。

ウ)市民に対する人権教育の推進にあたっては、魅力ある学習内容の提供と幅広い研修活動や実践活動を創意工夫します。

エ)研修や人権に関する情報等について広く周知するために広報の充実を図ります。

(2)重点的な取組

①各地域人権教育推進協議会や公民館等と連携し、各地域における人権教育及び人権啓発の

推進を図ります。

- ②松江市地域人権教育推進協議会連合会などにおいて、研修や情報交換、視察等を行い、地域におけるリーダー育成や地域間の交流を図るなど、全市的な取組を実施します。
- ③「人権を考える市民の集い」等の市民啓発事業を実施し、幅広い市民に啓発の機会を提供します。
- ④「市報松江」をはじめ、ホームページ、SNS、マスメディア等様々な広報媒体を積極的に活用し、市民広報を推進します。
- ⑤より多くの市民が啓発の機会に接し、人権問題の解決を自らの課題として認識できるよう啓発手法の創意工夫を図ります。
- ⑥自主的に人権問題に取り組む市民、NPO、公民館をはじめとする地域団体や国や島根県などの行政機関などと相互の連携と情報交換を進め、課題の解決に向けて実効性のある取組を進めます。この取組によって広く人権尊重の機運の醸成を図ります。
- ⑦若い世代が多く参加する団体との連携や会合・イベント等の機会を活用した啓発の実施に努め、若い世代に対する啓発を図ります。

3 家庭における取組

家庭は、すべての教育の出発点であり、家族とのふれあいを通して、他者への共感や善悪の判断、人間の尊厳、生命の尊重など人権意識の基本的な学習の場として重要な役割を果たしています。また、人格の基礎も家庭において形成されます。

家庭教育においては、大人が偏見をもたず、差別をしない、差別を許さないなどの人権意識をもって子どもと接することが重要です。また、子育てや介護をはじめ家事などに家族が協力してあたり、互いに尊重し助け合う意識づくりを進めることも重要です。

しかし、情報化社会の中、少子化や核家族化等家族形態の多様化・複雑化が進み、共働き家庭の増加など子どもを取り巻く環境が変化してきています。また、子どもの貧困など新たな課題も出てくるようになりました。そのような中では家庭における養育力が低下し、子どもや高齢者に対する虐待、ドメスティック・バイオレンス(DV)(注 3)、ヤングケアラー(注 4)など、家庭において様々な人権問題が顕在化している状況が多く見受けられます。

このような問題を解決していくためには、家庭、学校、地域社会及び各種団体等の相互連携を深めることが大切です。

注3 ドメスティック・バイオレンス(DV)

夫婦や恋人など親しいパートナー間でふるわれる暴力のこと。身体的暴力のほか、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力などがある。

注4 ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者。

(1)基本的な考え方

- ①学校等・各種行政機関・民間団体等との連携を深め、家庭における人権教育が促進されるような学習機会の充実や情報の提供を図ります。
- ②母子保健と児童福祉の役割の連携や協働により、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談支援体制を整備し、児童虐待の未然防止・発生予防に努め、安心して子育てができる環境づくりを強化します。
- ③こどもの命や心身の発達に影響する児童虐待への対応について、関係機関が連携して早期発見、早期対応に努めるとともに、こどもの最善の利益を保障するという視点で施策を推進します。

(2)重点的な取組

- ①家庭教育に関する学習機会や情報の提供については、保護者としてどのようにこどもと向き合えば良いのか、保護者としての役割やこどもとの関わり方について気づくことができるような啓発を実施します。
- ②電子メディア機器との長時間の接触や有害情報の閲覧がこどもに及ぼす影響を踏まえ、家庭においてこどもの健全な発達を優先した利用を推奨するとともに、保護者とこどもに望ましい情報活用能力が培われるよう支援します。
- ③こどもが家庭や地域の中で人格や個性が尊重され健やかに育つよう、地域や関係機関との連携を図るとともに、こどもの人権について、児童虐待の防止と併せて啓発活動を行います。
- ④ヤングケアラーなど、家庭内での複合化する課題に対して、こどもとその家庭への関係機関の連携による包括的な支援を行います。
- ⑤子育て支援・家庭教育支援を目的とした研修においては、参加型学習の手法を用いて、参加者同士の交流を図り、保護者同士のつながりや学校・家庭・地域とのネットワークの構築に努めます。

4 企業等における取組

企業は、従業員、消費者、取引先など地域の人々と深い関わりを持って活動し、地域社会に大きな影響を与えています。平成 23 年国連は「ビジネスと人権に関する指導原則」を策定し、あらゆる国家及び企業に、規模、業種、所在地等にかかわらず、人権の保護・尊重への取組を促しました。日本においても令和 2 年 10 月「『ビジネスと人権』に関する行動計画(2020-2025)」が公表され、企業活動における人権への影響の特定、予防・軽減、対処、情報共有を行い、人権デュー・ディリジェンス(注 5)を導入することへの期待が表明されたところです。企業には、自社におけるハラスメントなどのない誰もが働きやすい職場づくり、安心・安全なサービスや製品の提供に取り組むことに加え、企業の持つ社会性・公共性から社会的責任(CSR)(注 6)や社会貢献、人権問題や環境問題への積極的な取組が求められる時代になっています。

また、本市が実施した「人権に関する市民意識調査」によると平成 29 年に引き続き令和 5 年においても、「差別や人権侵害を受けたと感じたこと」として「職場での待遇や上司や同僚などの言動」をあげた人が最も多い、という結果が出ています。職場における人権意識の高揚が依然として求められていると言えます。

企業等が、人権問題解決に向けての社会的責任の自覚を深めると同時に、経営者及び従業員の一人一人が、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、自らの課題としてとらえることで、人権を尊重し、あらゆる差別をなくしていこうとする態度と実践力を高めるよう、人権教育・啓発活動を推進します。

注5 人権デュー・ディリジェンス

人権への負の影響を特定、防止、軽減し、どのように救済するかという継続的なプロセス。

注6 CSR(コーポレート・ソーシャル・リスポンシビリティ)

法令遵守に加え、企業等の自発的活動として、人権問題や環境保護活動などに取り組むことにより、社会的責任を果たしていくこと。

(1)基本的な考え方

①「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」、「男女共同参画社会基本法」、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」や「人権教育・啓発に関する基本計画」等を踏まえ、様々な人権問題について積極的に企業等の啓発活動の推進を図ります。

②企業等の人権問題への取組をCSR活動の重要な要素として位置付けます。

(2)重点的な取組

①企業等を取り巻く様々な人権課題の把握に努め、企業等において、自主的かつ時宜を得た職場内研修の取組が促進されるよう、情報提供、指導助言、講師派遣等を実施します。

- ②松江公共職業安定所等の関係機関と連携して、公正採用選考人権啓発推進員研修、企業内人権同和問題トップセミナー等を開催し、公正採用選考の徹底及び職場内研修の促進を図ります。
- ③近年の雇用環境の変化を踏まえ、正規雇用労働者だけでなく、非正規雇用労働者等に対しても、職場内研修が行われるよう企業等に働きかけます。
- ④「えせ同和行為」等の情報連絡を積極的に行い、根絶を図ります。
- ⑤「松江市企業等人権問題研修推進連絡協議会」の自主的な活動を支援し、企業等の人権研修活動の活性化を図るとともに、未加盟の企業に対し積極的に加入を促します。
- ⑥松江市企業等人権問題研修推進連絡協議会」が実施する研修活動や企業等における自主的な活動を通じて、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメント(注7)、性的指向や性自認を理由とするハラスメントなど、様々なハラスメントのない職場づくりを推進するように働きかけます。

注7 カスタマーハラスメント

顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、労働者の就業環境が害されるもの。顧客等からの著しい迷惑行為。

- ⑦人権問題への取組をCSRの重要な要素として位置付けたうえで、CSRへの関心を高める機運の醸成を図ります。

5 隣保館における取組

本市では、「社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)」に基づく隣保事業を行う施設として 3 館の隣保館を設置しています。地域社会全体の中で、福祉の向上や様々な人権問題解決のための啓発・交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、各種相談、福祉、啓発、交流等の事業を総合的に推進していきます。

(1)基本的な考え方

- ①「同和対策審議会答申」の精神に基づき、また、「平成 8 年地域改善対策協議会意見具申」、「人権教育・啓発に関する基本計画」、「隣保館設置運営要綱(平成 14 年厚生労働省)」、「生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号)」、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」及び「部落差別解消推進法」等を踏まえ、地域福祉の推進と人権のまちづくりの拠点施設として事業の推進を図ります。

(2)重点的な取組

- ①相談・自立支援の拠点施設として、生活上の相談や人権に関わる相談に応じ、適切な指導助言を行うことで各種課題の実態把握・解決、自立支援を進めます。また、各種相談関係機関との連携を強化します。
- ②地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、隣保館の 3 館が相互に情報交換・連携しながら、関係機関とともにあらゆる人権問題の解決促進を図ります。
- ③人権啓発・情報発信の拠点施設として、各種研修活動の実施、広報誌の発行等により、積極的に啓発・広報事業を進めます。来館研修はもとより、講師派遣、出張研修等についても積極的に対応します。
- ④町内会・自治会、公民館、社会福祉協議会、地域、学校等の関係機関・各種団体とも積極的に連携し、事業を推進します。

6 市職員及び教職員等(特定職業従事者)に対する取組

公務員、教職員など 13 種類の業種に従事する者は、人権に関する責任の重大性を鑑み、『「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」において「人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者(特定職業従事者)」(注 8)と規定され、教育の充実が求められています。特に、市職員及び教職員等は、人権問題の解決を自らの課題として、自覚と使命感を持って職務にあたることが重要です。

一人一人が、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識を高めるとともに、あらゆる差別をなくしていこうとする態度と実践力の養成を目指し、研修等を通じて人権教育の充実を図ります。

注 8 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者(特定職業従事者)

検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者

(1)基本的な考え方

- ①「平成 8 年地域改善対策協議会意見具申」、「人権教育・啓発に関する基本計画」、「生活困窮者自立支援法」、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」及び「部落差別解消推進法」等を踏まえ、様々な人権問題について市職員や関係者に対する研修の推進を図ります。

②教職員については、上記に加え、「島根県人権施策推進基本方針(第二次改定)」、「人権教育指導資料」及び「人権教育指導資料 第2集 しまねがめざす人権教育 学校教育編」の趣旨を踏まえ、同和教育の成果を活かし、指導者である教職員の人権意識や力量を高めていくために研修の充実を図ります。さらに、「人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ)」を、学校、幼稚園、保育所、認定こども園において幅広く活用し、人権教育のより一層の推進を図ります。

(2)重点的な取組

各職種の特性を踏まえ、差別の現実から学ぶことを基本に研修内容と方法の改善・充実を図ります。

①市職員

- ア)年次的・段階的な人権研修の実施等、体系的な研修プログラムを構築し、計画的な職員研修を進めます。
- イ)基本的な人権研修に加え、各職場の業務の特性等に応じて関連する人権問題について重点的な研修を行います。
- ウ)ワークショップ方式等の参加型研修要素を積極的に取り入れ、人権感覚の高揚を図ります。
- エ)各職場・職員に対して、人権に関する情報を積極的に提供し、職場内研修や自己啓発が自主的に行われるよう環境の整備を図ります。

②教職員

- ア)各学校・園・所及び「松江市人権教育研究会」との連携・協力のもと、教職員一人一人の人権意識と差別に対する科学的認識を深める研修を計画的に実施します。
- イ)各学校・園・所における研修の充実を図るために、人権に関する情報の提供・相談を積極的に行います。
- ウ)体罰や不適切な保育・指導、性暴力など、こどもの人権侵害等について理解が深まるよう、「子どもの権利条約」の理念共有を図る等、研修を充実します。
- エ)教職員の指導力を高めるために、学校訪問等を積極的に行います。

③その他特定職業従事者

- ア)指定管理者については、人権にかかる研修が行われるように積極的に働きかけます。
- イ)松江市立病院では、「松江市立病院基本方針」及び「患者の権利宣言」等に基づき、人権にかかる研修を実施します。
- ウ)医療・福祉関係者等については、適宜事業者の特性を踏まえた研修にあわせ、人権にかかる研修が行われるように働きかけます。

第2 体制の整備

人権が尊重される松江市の実現に向け、「基本方針」を効果的に推進するためには、市民一人一人が人権問題を自らの問題として認識できるよう、あらゆる場面を通じて人権教育・啓発を進めるとともに、多様化・複雑化する人権課題に対応するため各分野の施策と連携を図りながら全庁的に取り組む必要があります。

また、市民、公民館、NPO、企業等と行政が連携・協働し「人権のまちづくり」を一緒になって進めていくことが大切です。

(1) 庁内の推進体制の整備

人権施策の推進にあたっては、それぞれ分野別に策定されている個別の計画等との整合性を図りながら、連携して「基本方針」を推進します。

そのために、「松江市人権施策推進連絡会」をはじめ、主要人権課題ごとに設置されている庁内の連絡会議等を通じて、全庁的な人権施策の調整や社会情勢の変化に伴う新たな課題に対応するための調整を行います。

また、人権課題の多様化・複雑化に対応するため人権に関する相談機関相互で連携を図り対応します。

(2) 市民、企業、国、県等との連携・協働

市民や企業、国、県等の関係機関との連携を深め、相互の協力体制の強化を図りながら地域社会全体で「基本方針」の理念の実現に向けて取り組む必要があります。

各地域人権教育推進協議会など地域ぐるみで活動する団体や各人権課題をテーマに活動している団体等との連携を深め、協働して取り組みます。

松江市企業等人権問題研修推進連絡協議会や国等との機関との連携を強化し、企業等の人権問題に対する取組が進むよう支援します。

(3) 人材の育成

各地域人権教育推進協議会や公民館など、地域での人権教育・啓発の活性化を図るため、県等と連携し指導者やリーダー的人材の育成を図ります。

(4) 実施計画等の策定

「基本方針」に基づき、具体的な実施計画等を策定します。また、各人権課題別の個別計画等との整合性を図りながら「基本方針」の推進を図ります。

(5) 「基本方針」の検証と見直し

年次的に検証・評価を行うとともに、市民意識や国際社会の変化、国、県等の動向を見極め、必要に応じて見直しを行います。